

道都大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、道都大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神である「百折不撓と奉仕の精神」をはじめ、「相手を尊敬し礼儀を重んじ誠意ある人に」「専門的職業人にして且哲学的産業人に」「ロマンに溢れた近代社会を創造する人に」「世界人類に貢献する国際人に」という 5 項目により、大学教育の基本理念が明示されている。大学の使命・目的としては、学則第 1 条に「教養識見を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すことを目的とし、産業の興隆並びに文化の発展に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」ことを明確に掲げ、それらを具現化するための人材養成を行っている。また、建学の精神及び大学の使命・目的を教職員・学生及び地域社会に広く周知する努力がなされている。

教育研究組織は、学部、学科及び附属研究機関において適切な構成と有機的な連携が確保されるとともに、意思決定などの組織運営も適切に運営されている。また、教養教育については全学的組織として「共通教育部」を設置し、その充実に努めている。

教育課程は建学の精神及び大学の使命・目的に基づき、学生の学習歴や教育ニーズ、社会の要請に応えるように編成・実施されており、特に専攻制の導入、少人数教育、リテラシー教育、資格・免許取得のための教育の充実などにより教育効果の向上を目指す努力がなされている。

アドミッションポリシーを明確に掲げて定員確保に向けた努力をしているものの、入学定員充足率の向上については更なる努力が期待される。学生に対する学習支援体制、課外活動支援、厚生補導体制、就職・進学支援は概ね整備され、適切に運営されている。特に、学習支援体制としての「ゼミナール制度」「履修アドバイザー制度」「オフィスアワー制度」は適切に整備され、機能している。

大学設置基準の必要条件を満たす教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については規程に基づき適切に運営されている。教員の教育研究活動への支援体制、FD(Faculty Development)活動の実施体制も概ね適切に整備され、運営されている。

規程に基づいて職員の採用・異動が行われており、大学の目的を達成するために概ね適切な職員の配置がなされている。職員の資質向上については、学外の研修会への職員の派

遣や学内における OJT を主体とする研修を実施するなど、必要な取組みがなされている。

管理運営に関する諸規程が整備され、必要に応じて理事会及び評議員会が開催されており、理事会機能の一部は「理事会業務委任規則」の規定により「常勤理事五役会議」に付託され、迅速な意思決定が行われている。また、経営管理部門と教学部門との連携のもとに管理運営体制は概ね機能している。自己点検・評価のための体制は適切に整備されており、教育研究及び管理運営の改善に向けた努力がなされている。

財政運営に関しては、収支バランスの改善を目指して、必要な財政基盤を構築するために中期計画（改善状況報告書）を策定し、改善への努力を行っており、今後における定員の確保と経費削減の成果に期待したい。また、会計処理については適切に処理され、財務情報の公開については、学内・学外の利害関係者に対して、ホームページや広報誌を通して積極的に公開されている。外部資金の導入については、一定の努力はなされているが、科学研究費補助金や受託費の獲得に向けた取組みへの更なる努力が必要である。

大学設置基準に規定された必要条件を十分に満たす校地面積、校舎面積を保有しており、法令に基づいた施設設備の安全管理が行われ、学生が大学で生活するのに必要な教育環境が整備されている。

積極的に大学の持つ物的、人的資源を施設開放、公開講座の実施などにより地域社会に提供しており、インターンシップ活動を通して企業や他大学との連携を推進するとともに、各種審議会や委員会へ委員として教員を派遣することにより地方自治体や地域社会との協力関係を構築している。

教職員の組織倫理に関する諸規程は概ね整備され、必要に応じて講演会や研修会が開催されており、学内外に対する狭義の危機管理体制も概ね整備されている。また、大学の教育研究の成果である研究紀要を公正・適切に学内外に広報することへの取組みは適切に行われている。

なお、特記事項では 9 つの事項にわたる特色ある取組みに関して、概要と特色、評価、課題などが記述されており、特に「課外活動（体育系）」に関しては、大学の建学の精神である「百折不撓と奉仕の精神」をスポーツ教育においても涵養するために課外活動を推奨しているという取組み例を示すものとして、特筆できる。

なお、指摘された事項は教育研究の質の向上及び管理運営の改善に資するための参考として、大学の更なる発展のため、今後、諸課題解決に向けた組織的・継続的な努力を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神として、「百折不撓と奉仕の精神」をもとに、「相手を尊敬し礼儀を重んじ誠

意ある人に」「専門的職業人にして且哲学的産業人に」「ロマンに溢れた近代社会を創造する人に」「世界人類に貢献する国際人に」という 5 項目からなる教育の基本理念が明示され、学生・教職員などを対象に各種印刷物・ホームページ・掲示物・展示物などにおいて提示するとともに、入学式の学長告辞においても言及されており、理解と共感を深める努力を行っている。

大学の使命・目的としては、学則第 1 条に「教養識見を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すことを目的とし、産業の興隆並びに文化の発展に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」と明確に掲げ、それらを具現化するための人材養成を行っている。また、「建学の精神」に基づき、大学の使命や目的が学則に示されており、それらは大学案内、学生便覧、ホームページなどを通して、学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために必要な学部、学科及び附属機関の教育研究の組織が適切に構成され、相互の関連性については、事務部門を含め、さまざまな機関を配置し機能させることで適切に保持している。

教養教育については、学部横断的な組織として「共通教育部」を設置し、その充実に努めており、「DOHTO 演習」や入学前学習プログラムの導入など多彩なテーマが用意されている。

教養教育を担う「共通教育部」では、部内における業務を効率的かつ効果的に行い、各学部、各種委員会との連携・調整を図る目的で 5 つの「業務運営部会」が設置され、共通教育部長のもとで有効に機能している。

教育研究組織は、適切な構成と有機的な連携が確保され、意思決定については、各種委員会で審議した議案を「全学教授会」に上程、審議、議決を行い、その内容が「教室会議」によって各教員、事務部門に的確に伝達されており、全学的な合意のもとに意思決定がなされている。

【優れた点】

- ・学部の教養教育は、「共通教育部」を中心に学部横断的な形で実施しており、学生のニーズに応えた「DOHTO 演習」や入学前学習プログラムなど、教養教育の充実に取り組んでいる点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部及び学科の教育課程は建学の精神に基づき、学生の学習歴や教育的・社会的ニーズに応えるよう編成・実施されている。

また、教育目的・教育目標と教育課程の編成方針、教育目的の反映のための教育方法などは体系的に整備されている。

平成 21(2009)年度より、従来のコース制に代えて専攻制を採用している。個々の学生の興味や希望進路に応じて自主的な履修モデルを選択でき、さまざまな国家資格、教員免許に対応した教育課程を編成し、少人数において実施するなど、教育課程の編成方針は適切に設定され、整備されている。

卒業要件は、学則に修業年限、在学年限及び必要単位数を規定し、厳正に適用している。更に、平成 21(2009)年度より、入学時からの通算 GPA(Grade Point Average)の最低ポイントを卒業要件に加え、学生便覧で周知している。

また、文章表現能力や基礎学力を身につけるためのリテラシー教育を重視するとともに、教育目的の一つである、国家資格をはじめとした各種資格取得のための指導を充実させている。

【改善を要する点】

- ・人材養成に関する目的やその他の教育上の目的について、学則には第 3 条 3 項において「別に定める」と規定されているものの、インターネットや「父母の会」での配付物での公表にとどまっており、他の規程もないため、改善が必要である。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

各学科のアドミッションポリシーは、ホームページ、学生募集要項、大学案内、入試要項に明記されており、広く学外へ周知されている。現在、収容定員・入学定員共に定員数を充足できていないが、定員確保への努力は行われており、カリキュラム改定や入学定員の変更などにより一部回復傾向もみられる。

学生への学習支援体制は、「ゼミナール制度」「履修アドバイザー制度」「オフィスアワー制度」が整備されており、適切である。学生の意見を汲上げるシステムの一つとして、「授業評価アンケート」を年 4 回実施しており、「FD 推進委員会」での今後の活動が期待される。

学生サービスのための組織としては、「学生指導委員会」と「学生部学生課」の連携のもとで、学生生活全般について適切な支援体制が組織されている。また、ゼミナールが 4 年間を通じて必修であることによって、ゼミナール担当教員が、学生の生活相談、学習支援、

就職・進学支援などに幅広く関与することができ、個々の学生に対してきめ細かな対応が可能になっている。

就職、進学に対する相談・助言体制としては、「就職委員会」を中核として就職ガイダンスやインターンシップが行われている。「就職相談課」には CDA(Career Development Adviser)資格を取得した職員がおり、事務職員とゼミナール担当教員やクラブ顧問との連携により適切に組織・運営されている。キャリア教育のための支援体制としては、キャリア教育を意識した科目を正規の授業科目に配置するとともに、資格取得のための特別講座や養成講座を開講している。

【優れた点】

- ・「学生生活カウンセラー」のほかに、各学科 3 人の教員による「履修アドバイザー制度」を整備していること、また、「教務委員会」の小委員会として「履修アドバイザー小委員会」を設置していることは、学生の修学状況の把握及び退学者対策として評価できる。
- ・就職支援に関しては教員と事務職員から構成される「就職委員会」と「就職相談課」の協力体制が整備されている。特に、就職に関する相談・助言を行う職員の中に CDA の有資格者が含まれていることは、学生への適切な対応として評価できる。

【参考意見】

- ・美術学部の入学定員充足率が、過去 5 年間連続して 0.8 未満となっており、その対応が望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な専任教員は、各学科の必要に応じ適切に配置されており、教学の運営上、一定の体制が整備されている。専任教員数は大学設置基準を大幅に上回っているため、特色のある少人数教育が可能となっている。

教員の採用・昇任については「道都大学教育職員の採用及び昇格規程」に基づき適切に行われている。また、建学の精神及び大学の使命・目的を達成するために、有為な人材を求めることを教員採用の方針として明示している。

教員の教育担当時間数については、一部教員に担当時間数の偏りがみられるものの、概ね適正である。

教員の教育研究活動に対する支援は概ね適切といえ、FD(Faculty Development)活動に関する取組みも実施されており、「FD 推進委員会」の設置、「授業評価アンケート」の実施とその結果の公表を通して、教育研究活動の向上に適切に機能している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員は確保され、適宜組織の改編を行い、適切に職員を配置している。キャンパスの統合による職員数の増加に加え、財政的側面により退職者の補充や新卒採用を抑制してきた結果、若手職員の構成比率が低下したことは今後の課題である。

職員の採用及び異動は、「学校法人北海道櫻井産業学園就業規則」において基本的事項は規定されているが、昇任を含め、その公正性、客観性を担保する規程がない。今後、規程の整備と併せ、昇任・異動の公正な判断に資するため、試行状態となっている「学校法人北海道櫻井産業学園事務職員勤務評定規程」の本格運用が望まれる。

職員の資質・能力の向上のための取組みは、平成 21(2009)年 5 月に「SD 準備委員会」を設置し、大学として組織的な取組みを開始したところである。職員の業務研修は OJT を主体に、学外研修では、直接業務に関するものから大学運営に関するものまで幅広く参加し、その成果は報告書にまとめられ、会議などを通じて共有化されている。

教育研究支援は「研究室課」をはじめ、教務課、庶務課が多角的に行っているほか、教育研究上欠かすことのできないコンピュータ、ネットワーク関係は、「広報情報課」「マルチメディアおよびハイテクアート室」がサポートを行い、適切な事務体制が構築されている。

【参考意見】

- ・事務局長をはじめ主要ポストを教員が兼務しているが、厳しい経営環境下において職員のアドミニストレータとしての役割が重要視されているなかで、職員を大学運営に生かす方策を検討することが望まれる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営体制は、寄附行為及び関連規程に基づき、理事長を中心に理事会・評議員会・監事が整備・配置され、事業計画、事業報告、予算、決算の審議を含め適切に機能している。理事の議決権行使手続、監事の理事会の出席状況も適切である。また、「常勤理事五役会議」を設置し、法人の管理運営業務の円滑化を図っている。

大学の管理運営体制は、学則及び関連規程に基づき、学長を中心に教授会、各種委員会、「大学運営会議」、事務局が整備され、適切に機能している。

管理運営に関わる役員・評議員の選任手続については寄附行為に、学長の選任手続につ

いては「学校法人北海道櫻井産業学園が設置する学校の大学長の任用に関する規程」に、それぞれ明確に示されている。

管理部門と教学部門の連携は、理事会・評議員会の構成員が幹部教職員を中心に選任されていることに加え、教授会及び各種委員会の構成員でもあることから、強固な連携がとられており、各学部長、事務局長などとの意思疎通も十分に行われ、迅速な意思決定が可能な連携体制となっている。

自己点検・評価の実施体制は、「自己点検運営委員会」を中心に、更に各「点検実施委員会」によって各部門の自己点検に当たっており、適切に整備されている。また、大学の改善・向上に資するべく、年度ごとに点検項目及び重点項目・テーマを設定した「道都大学自己点検年次報告書」を作成している。

自己点検・評価活動の結果は、各部門の自主性により、また、学長からの指示により、カリキュラム改善をはじめとして大学運営の改善・向上に反映させている。また、「道都大学自己点検年次報告書」は学内では全教員に配付され、学外へは関係所官庁へ提出している。

【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書をホームページで公表していないため、より広く教育研究活動への理解が得られるよう、公表へ向けての取組みが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

設置する学部・学科の定員は充足するに至っておらず、厳しい財務状況にあるといえるが、平成 20(2008)年度決算では人件費の抑制、借入金繰上償還に伴う支払利息の圧縮、遊休資産の処分に伴う減価償却費の圧縮などの経営改善に向けた取組みにより、帰属収支差額は収入超過となっている。しかし、平成 21(2009)年度は、社会福祉学部社会福祉学科及び美術学部建築学科において、財務の中期計画（改善状況報告書）で見込んだ入学生が確保できなかったこと、また、奨学金をはじめとする教育研究費の増加により、帰属収支差額は再び支出超過に転じており、今後、中期計画に基づく定員の確保と更なる経費削減が求められる。

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人北海道櫻井産業学園経理規程」に基づき適正に処理されている。また、会計監査は公認会計士と監事により適切に行われている。

財務情報の公開は、大学のホームページ及び広報誌において積極的に公開している。

外部資金の導入については、現状で目立った成果は出ていないものの、寄付金の募集、他大学との共同研究の推進など幅広い取組みを行っている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎は、大学設置基準を大幅に上回る面積を有し、また、教育研究目的を達成するための施設設備も整備され、有効に活用されている。特に、スポーツ教育を実践するための施設は充実している。

施設設備の維持管理は、「庶務部施設課」が日常の点検・検査を行うほか、法令に基づく設備の点検整備は外部業者に委託し、適切に行われている。加えて、24 時間体制の警備によりキャンパスの安全は保たれている。

施設設備の安全性は、概ね確保されているが、障害者用トイレ、エレベータ、スロープなどのバリアフリー対策及び新耐震設計基準前に建設された「課外活動棟（第 2 キャンパス）」の地震対策が望まれる。

環境整備は、学生の意見・要望を取入れながら、「女子学生専用休息室」の設置や学生食堂のテーブル・椅子の増設を行うなど、アメニティに配慮した教育研究環境の充実に努めている。

【優れた点】

- ・「女子学生専用休息室」を設置するなど、学生の要望に応えた環境整備を行っている点は評価できる。

【参考意見】

- ・バリアフリー対策、耐震補強及び施設整備について、中・長期計画を策定し、より一層安全性について配慮されたい。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

公開講座、講師派遣、施設開放、科目等履修生制度、講習、施設の開放の実施を、教育研究活動に支障のない範囲で積極的に取組み、大学の物的・人的資源を提供し社会に貢献している。特に公開講座については、受講者アンケートの結果を実施内容の改善に反映させるなどの努力も行っている。

「北海道地域インターンシップ推進協議会」に参加し行っているインターンシップ活動を通して、教育研究における企業や他大学との適切な関係を構築している。

受託研究の受入れ、産学連携、他大学との単位互換については、組織的な取組みには至っていないが、今後に向けての方策を検討している。

地元自治体の要請に基づき、各種委員会・審議会の委員として教員を派遣するなどの取組みにより、地域社会との適切な協力関係を構築している。協定を締結するような実績には至っていないが、特別授業などにより地元高等学校との高大連携にも取り組んでいる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関する規程は、寄附行為において大学が社会的機関であることを明確にうたい、「学校法人北海道櫻井産業学園就業規則」において教職員に高い倫理観を求め、更に、個別の規程として、社会的な要請及び組織倫理の確立に不可欠な個人情報及びハラスメントに関する規程の制定などが行われており、適切に整備されている。

個人情報に関しては基本方針をホームページで公開し、細部については「学校法人北海道櫻井産業学園個人情報保護規程」で定め、ハラスメントの防止についても詳細な諸規程・内規を定めており、適切な運営がなされている。

学内外に対する危機管理体制は、「学校法人北海道櫻井産業学園危機管理規程」を制定し、教職員及び学生の安全確保に取り組んでおり、今後はその効果に対する検証が必要となる。

消防法に基づき消防計画書を策定し、火災・震災・その他災害の防災体制を整備し、自衛消防組織を編成、緊急指令系統図を作成し、緊急時の体制を明確に定めている。

学生の健康管理、感染症の備えとして健康診断の実施のほか、麻疹発生時の対応マニュアルを作成し対応している。

教育研究成果の広報活動体制としては、「産業学園広報」やホームページを通して学内外に向けて広報されている。学部ごとに研究紀要が発行され、各学部・学科に附属する研究機関からは機関誌が発行されており、研究成果を学内外に広報している。また、研究紀要や機関誌の電子情報化についても検討され、教育研究成果を広報する姿勢が広くみられる。

